

仲よし保育園 重要事項説明書

保育の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1、 施設運営主体

| | |
|---------|----------------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人 仲よし福祉会 |
| 所 在 地 | 東松山市下野本1637-6 |
| 電 話 番 号 | 0493-22-0937 (FAX) 22-8282 |
| 代表者氏名 | 理事長 鈴木由幸 |

2、 利用施設

| | |
|-------------|--|
| 施 設 の 種 類 | 保育所 |
| 施 設 の 名 称 | 仲よし保育園 |
| 施 設 の 所 在 地 | 東松山市下野本1637-6 |
| 連 絡 先 | 電話番号0493-22-0937 FAX0493-22-8282 |
| 管 理 者 | 園長 金子聡子 |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 利 用 定 員 | 満3歳以上の児童 78人 満1歳以上満3歳未満の児童 34人 満1歳未満の児童 8人 |
| 開 設 年 月 日 | 昭和38年 4月 1日 |
| 事 業 所 番 号 | 5012 |

3、 保育の目的・運営方針

仲よし保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域、様々な社会資源との連携を図りながら園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4、 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|-------|----------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2779.3m ² |
| | 園庭 | 1232.1m ² |
| 園舎 | 構造 | 木造一部鉄骨一部二階建 |
| | 総延べ面積 | 890.5m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|----------|-----|---|
| 乳児室（0歳） | 1室 | 調乳室・沐浴室・風呂設備有・床暖房 |
| 1歳児保育室 | 1室 | 畳スペース有・床暖房 |
| 2歳児以上保育室 | 5室 | すみれ組（満2歳児クラス）、ひまわり組（満3歳児クラス）2クラス、ゆり組（満4歳児クラス）、さくら組（満5歳児クラス） |
| 遊戯室（ホール） | 1室 | 小ホールは子育て支援室兼用 |
| 調理室 | 1室 | 厨房 |
| 事務室 | 1室 | 二階は職員休憩室 |
| 一時保育 | 1室 | 別棟 一階（40m ² ） |
| 絵本図書館 | 1室 | 別棟 二階（20m ² ） |

5、 職員の配置状況

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------|----|----|-----|--------|
| 園長 | 1 | 1 | | |
| 副園長 | 1 | 1 | | |
| 主任保育士 | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 27 | 18 | 9 | |
| 栄養士 | 3 | 2 | 1 | （調理兼務） |
| 事務員 | 1 | 1 | | |
| 保育補助 | 3 | | 3 | |

当園では、「埼玉県児童福祉法施行条例（平成24年12月25日埼玉県条例第68号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職種 | 勤務体系 |
|---------|-----------------------------|
| 園長 | 正規の勤務時間帯（9：00～19：15） |
| 副園長 | 正規の勤務時間帯（9：00～19：15） |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯（8：30～16：45） |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯（8：30～16：45）ローテーション |
| 栄養士（調理） | 正規の勤務時間帯（8：30～16：45） |
| 事務 | 正規の勤務時間帯（8：30～16：45） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務時間帯等は異なります。

6、 保育を行う日

保育を行う日は、月曜日から土曜日までとします。(夏期等希望保育有)

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

※4月1日は午後からの会議、12月28日は大掃除のため、半日保育となります。

7、 保育時間

保育時間は、次の通りとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時15分から18時15分(土曜日は18時、0歳児は13時)までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育をする日及び時間帯は、就労時間、通勤時間等保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、当園と協議の上19時15分までの範囲内で、延長保育を行います(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払頂く通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。0歳児の延長保育はありません)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育する日及び時間帯は、就労時間、通勤時間等保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで又は16時30分から19時15分までの範囲内で、延長保育を行います(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

8、 保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成30年4月1日施行)を踏まえ、以下の保育その他の事業を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育

上記7に記載する時間において、保育を行います。

(2) 子どもの発達を「遊びを通じた学びの物語」として捉え、一人ひとりの子どもが主人公として生きる「育ち合いの場」を保障する保育

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事等の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|-------|----|
| 0歳児 | 9時00分頃 | 10時40分頃 | 14時半頃 | |
| 1歳児 | 9時00分頃 | 10時50分頃 | 15時頃 | |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 3歳児 | | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 4歳児 | | 11時30分頃 | 15時半頃 | |
| 5歳児 | | 11時45分頃 | 15時半頃 | |

※ 栄養士が作成した献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

一時預かり事業（たんぽぽ組）、地域子育て支援事業（あそぼう会）

9、 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料を支払って頂きます。（保育料徴収基準額表に基づいた額を口座振替又は直接納付）

(1) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担して頂きます。

10、 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11、 嘱託医等

当園は、以下の医療機関に嘱託医等をお願いしています。

(1) 内科・外科

| | | |
|---------|----------------|----------------|
| 医療機関の名称 | 上野クリニック（嘱託医） | 河野医院（かかりつけ外科医） |
| 医 院 長 名 | 上野 直之 | 河野 貴文 |
| 所 在 地 | 東松山市松山町 2-5-13 | 東松山市松本町 1-5-20 |
| 電 話 番 号 | 0493-22-1019 | 0493-22-3056 |

(2) 歯科

| | | |
|---------|--------------|-----------|
| 医療機関の名称 | 盛島歯科（嘱託医） | 眼科医（眼科健診） |
| 医 院 長 名 | 盛島美智子 | 杉谷文子 |
| 所 在 地 | 東松山市新郷 355-4 | |
| 電 話 番 号 | 0493-23-6539 | |

14、 非常災害時の対策

| | |
|---------|--|
| 非常時の対応 | 別途定める消防計画書により対応します。 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 (有) ・誘導灯 (有) ・ガス漏れ報知機 (有) ・非常警報装置 (有) ・非常用電源 (有) ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 (有) |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 |

15、 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|--|
| 保険の種類 | ①独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 ②保育園賠償責任保険、保育園児団体傷害保険 |
| 保険の内容 | ①在園児の負傷、障害等への共済給付 ②施設賠償金、在籍園児の怪我の保障 |
| 保険金額 | ①3000万円限度 ②1事故10億円 |

※詳しくは、事務室に直接お問い合わせください。

16、 当園におけるその他の留意事項

| | |
|----------------------|--|
| 健康保険証・こども医療費受給資格証の写し | 在園児が保育中に外傷等を負ったりした場合は園で病院に連れていきます。その際は、写しで受診しますが後日、保険証とこども医療費受給資格証の本証が必要になります。(発熱等内科的症状の場合は保護者の受診通院) |
| 園内禁煙 | 保育園の敷地内は全面禁煙です。アルコール類の持ち込み・飲酒も禁止です。 |
| 防犯カメラ | 園内3か所に防犯カメラ、センサーライト設置 119番自動通報装置 |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及びセールス・営利活動はご遠慮ください。 |

以上、当園における保育を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名：仲よし保育園 園長 金子聡子

1、 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|---------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 給食費 | 3歳以上児に係る主食費及び副食費 | 主食費月額 1,000 円 副食費月額 4,500 円 |
| 観劇、卒園旅行等 行事に係る費用 | 年中・年長児の観劇 年長児の親子卒園旅行 | 実費（又は半額） |
| 教材費 | 個人持ち粘土・粘土板・糊・鋏 （年中児のみ在籍中に購入） | 希望者のみ実費 |
| 父母の会々費 | 全園児の父母で組織する『父母の会』（保護者会）の活動費 | 月額 600 円 |
| 布団乾燥代 | 毎月一回布団乾燥車 | 月額 275 円 |
| 検便代 | 新入園児の入園時に実施 | 200 円（税別） |

※毎月 20 日（金融機関が休みの時は翌日）に口座振替となります。

2、 時間外保育に係る利用者負担

標準時間利用の場合は、18時15分～19時15分（保育終了時間）の利用については、月極め 3,000 円、一回につき 500 円の延長保育料金がかかります。

短時間利用の場合は、7時15分～8時30分、16時31分以降は、月極め 3,000 円、一回につき 500 円の延長保育料金がかかります。

3、 配布した IC カードは園からの貸与となります。

万が一紛失された場合は、実費負担(1,100 円/枚)での再発行となります。

同意書

私は、以下の件について同意します。

1 重要事項説明について

仲よし保育園重要事項説明書面に基づき説明を受けた保育園の利用について、同意します。

2 個人情報の使用について

下記園児及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲において使用することに同意します。

- 小学校の円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の保育園等への転園する場合やその他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うこと。

仲よし保育園々長 金子聡子 殿

2024年 月 日

保護者住所： _____

園児氏名： _____

保護者氏名： _____ ㊞

児童から見た続柄： _____